

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障4経費その社会保障施策に要する経費

地方消費税交付金の引上げ分については、「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。）に要する経費に充てるものとする」旨地方税法に明記された。この趣旨を踏まえ、引上げ分の地方消費税交付金を全て社会保障施策に要する経費（事務費や事務職員の人件費を除く。）に充当した。

(歳入)
地方消費税交付金（社会保障財源化分） 310,394 千円

(歳出)
社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 2,078,485 千円

【地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】 (単位：千円)

		経 費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源分)	その他
社会福祉	障害者自立支援施行事業費	514,593	381,447			33,572	99,574
	重度心身障害者等医療費支給事業費	91,616	33,587		694	14,457	42,878
	後期高齢者医療事業費	408,086	62,298		6,800	85,473	253,515
	子育て支援医療費支給事業	79,688	16,015		6,318	14,462	42,893
	児童手当支給費	315,137	290,777			6,142	18,218
	ひとり親家庭等医療費支給事業費	16,399	7,417			2,265	6,717
社会保険	介護保険事業（繰出金）	467,136	24,046			111,721	331,369
保健衛生	母子保健事業	21,944	1,942			5,043	14,959
	保健事業	80,325	5,313		2,334	18,325	54,353
	予防接種費	83,561	8,466			18,935	56,160
合 計		2,078,485	831,308	0	16,146	310,394	920,637

※地方消費税交付金（社会保障財源化分）は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。